

第 1 部 概 況

第1章 労働争議の調整

第1節 労働争議の調整の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和6年中に取り扱った労働争議調整事件は61件で、このうち前年から繰り越された事件が16件、新規係属事件が45件であった(資料<統計表>第1表)。

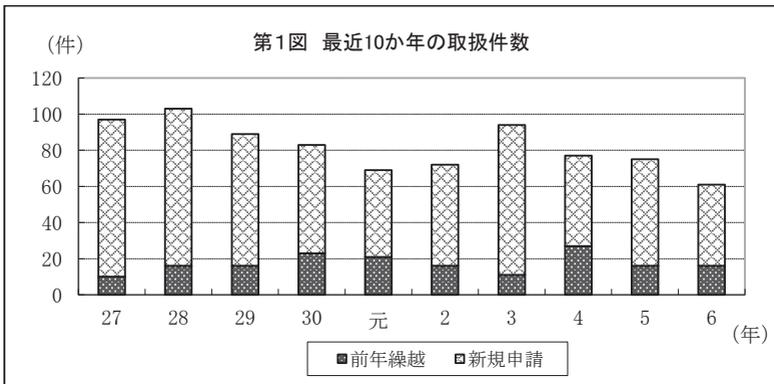
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は14件減少し、新規係属件数も14件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は、令和元年まで減少傾向にあったところ、2年から増加に転じたが、4年以降は再び減少傾向となっている(第1図)。

なお、令和6年の新規係属事件45件のうち合同労組関係事件は31件で、68.9%を占めている。



2 新規係属状況

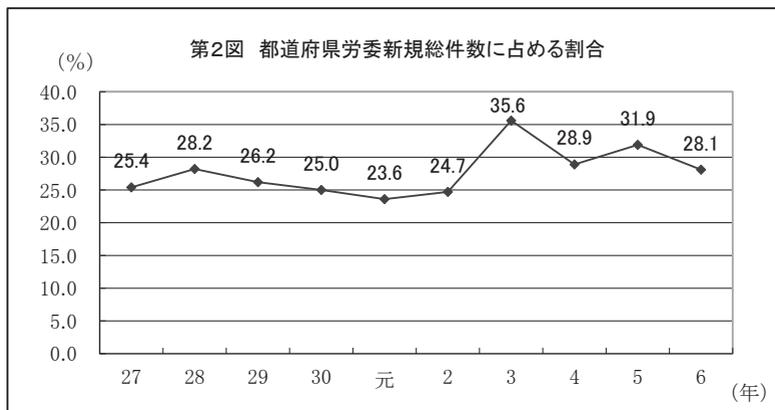
(1) 調整区分別の状況

令和6年の新規係属件数45件はすべてあっせん事件であり、調停事件、仲裁事件はなかった（資料＜統計表＞第1表）。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和6年の全国都道府県労委の新規総件数は160件で、前年より25件減少している。

当委員会に係属した新規件数45件を全国比で見ると28.1%で、前年（31.9%）より減少した（第2図、資料＜統計表＞第2表）。



(3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が37件（構成比（以下同じ）82.2%）と多く、「使用者申請」は8件（17.8%）、「労使双方申請」は0件であった（資料＜統計表＞第4表）。

(4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは36件（80.0%）、加盟していないものは9件（20.0%）である（資料＜統計表＞第5表）。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系7件（19.4%）、全労連系14件（38.9%）、全労協を含むその他15件（41.7%）であった（資料＜統計表＞第6表）。

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が20件（44.4%）で、このうち49人以下の企業に係るものは11件（24.4%）である（資料＜統計表＞第9表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「教育・学習支援業」が7件（15.6%）で最も多く、以下「製造業」及び「運輸・郵便業」が6件（13.3%）と続いている（資料＜統計表＞第11表）。

(7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が35件で最も多く、次いで「解雇」が14件、「その他の労働条件」が13件となっている（資料＜統計表＞第13表）。「団交促進」を交渉事項別にみると、「その他の労働条件」が12件で最も多くなっている（資料＜統計表＞第14表）。

(8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が35件（77.8%）、「公・労・使委員三者構成」が10件（22.2%）となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。（資料＜統計表＞第15表）。

3 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和6年の取扱件数61件のうち、49件が終結した。終結率は80.3%で、前年より1.6ポイント増加した（資料＜統計表＞第1表）。

(2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」19件、「取下」4件、「打切」26件となっている（資料＜統計表＞第1表）。

(3) **解決率**

解決率は42.2%で、前年より1.5ポイント増加した(資料<統計表>第1表)。

(4) **解決事件における解決案提示の有無**

解決した19件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、「提示あり」1件、「提示なし」18件となっている(資料<統計表>第17表)。

(5) **申請取下の理由**

取下4件のうち、「調整拒否」が1件(25.0%)などとなっている(資料<統計表>第18表)。

(6) **調整打切の理由**

打切26件については、「調整拒否」が15件(57.7%)、「当事者主張固持・歩みより困難」が11件(42.3%)となっている(資料<統計表>第19表)。

(7) **所要日数**

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は13日で、最長は344日であった。

(イ) 取下事件 最短は23日で、最長は146日であった。

(ウ) 打切事件 最短は4日で、最長は394日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は92.9日で、前年より8.6日長くなった(資料<統計表>第16表)。

第 1 表 終結事件所要日数区分分布

日数	終結 区分	総 数	解 決	取 下	打 切	不 調	裁 定
総 数		49	19	4	26	-	-
9日以内		3	-	-	3	-	-
10日～19日		8	1	-	7	-	-
20日～29日		3	-	2	1	-	-
30日～59日		9	2	-	7	-	-
60日～89日		9	5	-	4	-	-
90日～179日		9	5	2	2	-	-
180日以上		8	6	-	2	-	-

第 2 節 争議実情調査

(1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和6年の取扱件数は119件で、そのうち前年からの繰越件数は32件、新規調査開始事件は87件であった（資料＜統計表＞第20表）。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は同数であり、新規調査開始件数は1件増加した（資料＜統計表＞第20表）。

(3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件87件を業種別にみると、「医療業」が72件、「運輸・通信業」が12件、「廃棄物処理業」が3件となっている（資料＜統計表＞第21表）。

(4) 終結状況

取扱件数119件のうち、66件が終結し、これらは全て実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった（資料＜統計表＞第20表）。